

中小企業・個人事業主の皆さんへ 区独自の経済支援で 各種サポート

新型コロナウイルス感染症 対策資金融資あっせん「延長」

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化している中小企業者向けの緊急の融資あっせん制度について9月30日(水)まで申込期間を延長しました。

※利用条件・必要書類等は区ホ

融資内容

資金使途	運転資金
限度額	1,000万円
返済期間	6年以内(据置12か月を含む)
利率	年1.9%
利子補助	1年目1.9%(本人負担0%) 2年目以降1.6%(本人負担0.3%)
保証料補助	当該融資分を全額補助

江東区外への引越し

転出届は郵送で手続き可能

江東区から、江東区以外の区市町村(国外を含む)に住所を移す時は、転出届が必要で、窓口で手続きを行う場合、住所変更等の届出が集中し、手続き終了まで長時間お待ちになる場合があります。

転出届を郵送で行うと、窓口での待ち時間なく手続きができますので、便利な郵送申請をご利用ください(引越しをする日の14日前から届出ができます)。

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方の特例転出届も郵送で手続きが

「申請方法 郵送のみ受付」
「募集要項等」詳細は区ホームページをご覧ください。また募集要項は経済課および各図書館・文化センターで配布しています。

「家賃給付専用コールセンター」
☎(3647)8599
(平日午前9時～午後5時)

「経済課融資相談係」(4階28番窓口)
☎(3647)2331
FAX(3647)8442

持続化支援家賃給付

東京都の「東京都感染拡大防止協力金」の対象とならない事業者等で、新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が20%以上減少している場合に、家賃負担を軽減するため資金を給付します。

「申請期間」6月22日(月)～7月31日(金) 必着
「給付額」一事業者あたり30万円

「ことみせデイクアウト・デリバリー」応援事業補助金
新型コロナウイルス感染症の

張所で入手可)

「本人確認書類の写し(有効期限内の運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳等)」
「84円切手を貼った返信用封筒(転出証明書の発行がない、国外への転出および特例転出届は不要)」

「返信用封筒のあて先には、今までの住所または、新しい住所(郵送時に受取可能な場合のみ)」をご記入ください。第三者からのなりすまし申請を防止するため、その他の住所には送付できません

「郵送申請後の流れ」
必要書類が区役所に到着後、2～3営業日以内に転出証明書を発送します。転出証明書は、新しい区市町村で転入届を出す際に必要になります。

※原則ご本人のみの手続きとなります(用紙は区ホームページ、区役所、各出張所・豊洲特別出

影響で、需要が増加している飲食店のテイクアウトやデリバリーの実施を応援するため、商品の提供の際に消費者還元策を実施した経費について補助金を支給します。

「申請期間」
9月30日(水)まで(消印有効)

「申請方法」
郵送のみ受付

「給付額」
ことみせ登録店1店舗あたり上限10万円

※詳細は区ホームページをご覧ください
「経済課商業振興係」
☎(3647)9502
FAX(3647)8442

「経済課商業振興係」
☎(3647)9502
FAX(3647)8442

窓口で必要になる場合があります。また、国外への転出で在外選挙の申請を希望する方は手続きが必要です。詳細は各担当課に確認してください。

「転出届在中」と記入した封筒に、必要書類3点を同封し、〒135-8383 区役所区民課住民記録係へ郵送

「転入届や転居届は窓口での届出が必要です」

引越し手続きのうち、郵送申請できるのは転出届だけです。江東区以外の区市町村(国外を含む)から江東区に住所を移す転入届や、江東区内で住所を移す転居届は、居住場所や各種確認の聞き取りを行うため窓口のみで受付しています。

「区民課住民記録係」
☎(3647)3162
FAX(3647)9206

住所変更・印鑑登録等 最寄りの出張所(区内8か所)での手続きが便利

区内には7か所の出張所と豊洲特別出張所があり、住所変更や印鑑登録などの手続きが行えます。主な業務は表1のとおりです。なお、取扱業務の詳細や手続きに必要な書類等は、区ホームページをご覧ください。各出張所等にお問い合わせください。

「出張所・豊洲特別出張所所在地および利用時間」表2のとおり
「閉庁日」土・日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
「豊洲特別出張所は水曜延長窓口・日曜窓口を実施」

豊洲特別出張所では、毎週水曜は午後7時まで、毎月原則第2日曜は午前9時～午後4時まで窓口受付を行っています。水曜延長窓口は混雑しますので、お時間に余裕をもってお越しください。

また、区役所本庁舎の一部窓口でも水曜延長窓口・日曜窓口は開設しています。あわせてご

利用ください。

※取扱業務が限定されています。詳細はお問い合わせください
※水曜延長窓口は、祝日や年末年始の閉庁日には行いません

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため閉庁窓口、時間が変

表1 出張所・豊洲特別出張所の主な取扱業務

①出張所での主な取扱業務	②豊洲特別出張所での主な取扱業務・問合せ先
○住所変更(転入・転出・転居・世帯変更届)※1 ○印鑑登録・印鑑証明書 ○住民票・課税証明書(税の申告をしている方)・非課税証明書 ○戸籍の証明(戸籍謄本・抄本・附票の写し)の交付 ○マイナンバーカードの暗証番号再設定 ○国民健康保険の届出 ○国民年金の届出の受付	○出張所で行っている業務 ○戸籍の届出(婚姻届・出生届など)※2 ○豊洲特別出張所戸籍係☎5859-0069 ○児童手当・子ども医療費助成に関する手続き※3 ○子ども家庭支援課給付係☎5859-0165
※1:外国人が国外から転入した場合や、新たに中長期在留者の資格を取得した場合の手続きは、区役所(区民課住民記録係)のみになります。	※2:離婚や養子縁組の届出等および外国人の方の届出は、区役所(区民課戸籍係)のみになります。
	※3:児童扶養手当や特別児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成は、区役所(子ども家庭支援課給付係)のみになります。

表2 出張所・豊洲特別出張所の所在地および利用時間

①出張所(所在地)	電話
【利用時間】 平日8:30～17:00	
白河出張所(白河1-3-28 深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1 カメラプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1 総合市民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355
②豊洲特別出張所(所在地)	電話
【利用時間】 平日8:30～17:00(水曜は19:00まで)、原則第2日曜9:00～16:00	
豊洲特別出張所住民係 (豊洲2-2-18豊洲シビックセンター3階)	☎3531-6316

更となる場合があります。開庁状況を事前にホームページ等でご確認のうえお越しください。
「豊洲特別出張所業務に関する問合せ先」
豊洲特別出張所住民係
☎(3531)6316

「区民課住民記録係」
☎(3647)3162
FAX(3647)9206

もしものときの浸水被害に備えて 「土のう」を配付

区では、住宅への浸水被害を軽減するため、10月まで土のうを希望者へ配付しています。店舗、事務所、事業所等には配付の対象となりません。台風接近時等の直前対応は困

難です。ので、ぜひこの機会をご利用ください。

※配付した土のうは、ご自身で日常管理・不要時の処分をお願いします。また、土のうをお持ちの方で、袋が破損している場

合は、袋のみの配付も行っています。

「配送日」7月の区が指定する日

「申」7月分の配送は7月10日(金)までに電話で河川公園課工務係

☎(3647)2538
FAX(3647)9216